

岐阜産業会館評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定管理者制度を導入した岐阜産業会館（以下「会館」という。）の運営状況の評価等を行う岐阜産業会館評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 会議は次に掲げる事項を評価する。

- 一 指定管理者による会館の管理運営状況
- 二 その他前号に関連し、岐阜産業会館運営管理協議会長（以下「協議会長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価員は4人以内とし、学識経験者等から協議会長が選任する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年以内とする。なお、補欠の評価員の任期は前任者の残任期間とする。評価員は、再任されることができる。

(議長等)

第5条 会議に議長を置く。議長は、評価員の互選による。

- 2 議長は、会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が不在のときは、あらかじめ議長が指定する評価員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ協議会長が招集する

- 2 協議会長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、岐阜産業会館運営管理協議会内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は協議会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月31日から施行する。